

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、8月以降、感染が急激に拡大し、第4波を上回るかつてない危機に直面しました。そのため、県では、8月11日に本県独自の警戒レベルを最大の「感染対策期」へ引き上げるとともに、20日からは、国から新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項によるまん延防止等重点措置の適用も受け、第5波の抑え込みに取り組んでまいりました。

そのような中、県民や事業者の皆様への対策への御協力により、本県の陽性者数は減少に向かい、こうした状況を踏まえ、国において、本県のまん延防止等重点措置の適用が9月12日をもって解除されることとなりました。

しかしながら、松山市では新規陽性者が連日確認され、市中感染のリスクが継続しているほか、近隣県でも陽性者数が高い水準で推移していることなどから、リバウンドに十分警戒するため、県独自の「感染対策期」は13日以降も継続することとし、26日までの2週間、別添の感染拡大防止対策について、県民や事業者の皆様へ引き続きの御協力をお願いすることとしました。

関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年9月10日

愛媛県知事 中村時広

令和3年9月10日

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

- 【期間】 令和3年9月13日（月）から9月26日（日）
- 【区域】 愛媛県全域
- 【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

感染を抑え込むための要請内容

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○県外との不要不急の往来自粛【継続】

- 緊急事態宣言地域・感染拡大地域等はもとより、県外との不要不急の往来（旅行など）自粛
- やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底

○松山市内の不要不急の外出自粛【変更】

- 外出等は、原則、家族や普段行動をとともにしている人と、少人数で
- 混雑する場所や時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける

※協力依頼

○松山市との往来注意【変更】

- 松山市内でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える
- やむを得ず、松山市から県内のほかの地域へ往来する場合は、久しぶりの人と集まる場（特に会食）は見送る

○東予4市内の外出注意【変更】

- 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市では、外出の機会を減らす

感染を抑え込むための要請内容

【県民・事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○ 会食の注意【継続】

- ① 普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と (参加者の2週間以内の行動歴を確認)
- ② 4人以下で、概ね2時間以内
- ③ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④ 感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

- ⑤ 席の間隔を十分空けて ⑥ 大声を出さない。羽目を外さない

➤ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

○ 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない【継続】

○ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには 参加しない

【追加】

感染を抑え込むための要請内容

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○ 感染回避行動の徹底【継続】

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効]

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ③ マスクなしでの会話
- ⑤ 居場所の切り替わり

- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ④ 狭い空間での共同生活

感染を抑え込むための要請内容

【事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○ 業種別ガイドラインの実践【継続】

○ 徹底した感染防止対策の実行【継続】

- **テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進**
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人が複数いる場合は必ず早期の受診を促す

感染を抑え込むための要請内容

【事業者の皆さんへの要請】

(特措法第24条9項)

○ 飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行

(業務の特性等を踏まえて) 【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛要請 【追加】 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染を抑え込むための要請内容

【事業者（松山市内飲食店）の皆さんへの要請】

（特措法第24条9項）

○酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮の要請【変更】

[対象] 松山市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店
（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）

[内容] **営業5～20時まで、酒類提供11～19時まで**

認証店(愛顔の安心飲食店)は、営業5～21時まで、酒類提供11～20時まで

[期間] **令和3年9月13日(月)午前0時～9月26日(日)24時まで**

[根拠] 営業時間短縮の協力要請【特措法24条9項】

感染を抑え込むための要請内容

【事業者の皆さんへの要請（催物・イベント関係）】

（特措法第24条9項）

○業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】

○催物・イベント等の開催制限【変更】

| 期間 | 収容率（※1） | | 人数上限（※1） |
|----------------------|--|--|---|
| 9月13日 ～ 10月12日 | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの（※2） | 大声での歓声・声援等が想定されるもの | 5,000人 又は収容定員 50%以内 （10,000人まで）のいずれか 大きい方 |
| | ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演 ・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※3） | ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 | |
| | 100%以内 （席がない場合は適切な間隔） | 50%（※4）以内 （席がない場合は十分な間隔） | |

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。（両方の条件を満たす必要あり。）

※2 クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的にを行う。

※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。8